

# 「ふるさと納税」で

## 鏡石町を応援しよう！

近年、全国各地で話題となっている「ふるさと納税」について、町でも内容をリニューアルしましたので、町外に在住のご家族、ご親戚、お友達の方へご紹介ください。多くの皆さまからのご支援をお待ちしております。

品を贈っています。4月からは、お礼の品をリニューアルし、寄附金の額に応じて品物の種類を選べるようになりました。

お礼の品	
特別栽培米コシヒカリ	牧場のしずく
特別純米酒	鏡の雫
エゴマ油	
季節の果物（もも、なし、りんご、いちご）	
岩瀬牧場のアイスクリーム詰め合わせ	
お菓子の詰め合わせ	
福島牛	
ペア宿泊券1泊2日2食付 (田んぼアート稲刈り体験ツアー)	

### ふるさと納税ってなに？

ふるさと納税は、町出身の方や町にゆかりのある方、鏡石町を「心のふるさと」と思っていただけの方に、寄附金を通じて鏡石町を応援していただくものです。寄附者には、「お礼の品」が贈られ、「税金の控除」を受けることができます。

### お礼の品ってなに？

町外に住者に限り、寄附者への感謝の気持ちとして、地元の特産品などのお礼の

### 税金の控除って？

自治体に寄附をすると、確定申告をすることで住所地で納めている住民税や所得税が軽減されます。寄附額のうち2千円を超える額が、一定の上限まで、所得税・個人住民

税から控除されます。

### ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等について、納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先の自治体に申請すると、確定申告を行わなくても控除を受けられる特例制度です。

### 寄附金は何に使うの？

鏡石町では、皆さまから寄せいただいた寄附金を基金に積み立て、次の各分野に関する施策に有効に活用させていただきます。魅力あるまちづくりを進めていきます。なお、申し込みの際には、寄附金の使途をお選びいただけます。

- 文教施設の整備事業（学校舎改築・維持補修等事業）
- 花いっぱい潤いと美しいまちづくりのための「フローラのまちづくり事業」
- 田んぼアート事業
- その他、特に使途を指定しないまちづくり事業

## 国民健康保険税についてのお知らせ

国民健康保険（国保）は、加入者の医療費にあてるため、国等からの補助金や加入者が負担する国保税により運営されている制度です。ここでは、今年度の国保税についてお知らせします。なお、平成28年度の納税通知書は7月中旬発送を予定しています。

### 国保税の税率を改正

国保税は、加入者の皆さんに公平に負担していただくために、医療費等の見込み額の

決定に伴い均等割（加入者一人につき課税）、平等割（1世帯につき課税）の税率を改正しました。

なお、各区分の合計額が年間の国保税（合計額が課税限度額を超えたときは限度額）となりますが、課税限度額につきましても別表1のとおり改正しました。

国保事業の安定した財政運営のためご理解をお願いいたします。

### 国保税の軽減対象が拡大

国保税は、世帯の所得額（世帯主及び国保加入者の所得の合計額）に応じて、均等割額と平等割額が軽減されます。この軽減の基準が別表2のとおり改正され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されます。

### 滞納してしまうと

国保を円滑に運営するためには国保税の納期限内の納付が重要です。国保税を納めない「短期保険証」や医療費をいったん全額自己負担しなければならぬ「資格証明書」が発行されます。

国保税の納付が困難な方は、滞納額が増えないよう必ず税務町民課までご相談ください。



## 国保税の口座振替原則化について

国保税の納付は、平成28年7月から原則として口座振替での納付をお願いしています。（口座振替を強制するものではありません。）

口座振替は、納め忘れや納付の手間が省けて大変便利です。現在、納付書で納めている方は口座振替の手続きをしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

別表1：国保税率の改正内容

区分	医療分・後期高齢者支援金分				介護分（40歳以上65歳未満の方のみ）	課税の限度額			
	28年度	内訳		27年度		対前年比	28年度	27年度	対前年比
		医療給付分	後期高齢者支援分						
課税の限度額	73万円	54万円	19万円	69万円	4万円	課税の限度額	16万円	16万円	—
①所得割	11.50%	9.10%	2.40%	11.50%	—	①所得割	2.35%	2.35%	—
②均等割	33,600円	26,500円	7,100円	33,100円	500円	②均等割	8,800円	8,200円	600円
③平等割	26,300円	20,000円	6,300円	26,300円	—	③平等割	7,000円	6,500円	500円

別表2：軽減判定所得の見直し内容

区分	軽減対象者の要件（世帯の所得額）	
	28年度	27年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+26.5万円×（被保険者数）	33万円+26万円×（被保険者数）
2割軽減	33万円+48万円×（被保険者数）	33万円+47万円×（被保険者数）

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2114

## 申し込み方法

### ●ステップⅠ 申し込み

「寄附金申込書」と「お礼の品注文票」に記入の上、郵送、FAX、電子メールにて提出してください。用紙は、7月に各行政区を通じて配布します。また、町にご連絡いただくか、町ホームページからもダウンロードできます。

### ●ステップⅡ 寄付する

町に申込書が届いたら、希望する納付方法に応じて書類



お礼の品の一部

を送付しますので、指定金融機関で納付してください。町で、納付確認後に寄附金受領証明書を送付します。

### ●ステップⅢ 確定申告する

寄附金受領証明書を添付し、住所地の税務署や市町村役場で確定申告の手続きを行ってください。

※ワンストップ特例申請者は不要です。

### ▼問い合わせ先

総務課 ☎62-2117